

平成28年第3回平取町議会定例会（開会 午後 2時30分）

議長

みなさん、ご苦労さまでございます。ただいまより本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、3番櫻井議員、4番中川議員を指名します。

日程第2、議案第13号平成28年度平取町一般会計予算、

日程第3、議案第14号平成28年度平取町国民健康保険特別会計予算、

日程第4、議案第15号平成28年度平取町後期高齢者医療特別会計予算、

日程第5、議案第16号平成28年度平取町介護保険特別会計予算、

日程第6、議案第17号平成28年度平取町簡易水道特別会計予算、

日程第7、議案第18号平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、

以上議案6件を一括して議題とします。平成28年度平取町各会計予算につきましては、予算審査特別委員会に付託して審査をしておりますので、その結果について委員長に報告を求めます。10番貝澤議員。

10番  
貝澤議員

報告の前に、まずもって、委員各位には連日、長時間にわたりまして熱心に議案の審議をいただきまして、厚くお礼申し上げます。また、町長をはじめとする理事者の方々、各課長各位の審査に寄せられましたご説明などへの協力に対し、深く感謝申し上げるところでございます。それでは、平成28年第3回定例会において当予算審査特別委員会に付託されました議案第13号から18号までの平成28年度平取町各会計予算の6議案について、審査の経過と結果を会議規則第75条の規定によりご報告申し上げます。当委員会は、先に提案説明のあった予算の審議にあたり、質疑等を通じて疑問点をただしながら、予算内容の細部にわたり慎重なる審査を行ってまいりました。また、過去に行った一般質問や委員会審議での議論を十分反映した予算案となっているかという点についても、審査の重点事項としたところであります。平成28年度各会計予算案は一般会計をはじめとして総額85億1265万5千円で前年度当初予算と比較すると7.2%の増となるものでありますが、第6次総合計画と連動する財政収支計画に沿ったもので、貴重な財源を有効かつ効果的に活用できるよう編成されたものと判断するところであります。なお、審査の過程において今後改善を加えるべき指摘要望事項がありますので、以下その要点を申し上げます。はじめに、財源確保についてであります。政府によるデフレからの脱却や各種景気浮揚策などにより、景気が徐々に上向しているところですが、地方においてはまだ感じられない状況であり、今後の消費税増税による景気の減速なども想定され、自主財源の乏しい地方財政におきましては、今後も厳しい状況で推移していくものと予想されます。このようなことから、町税や各種納付金等については、自主財源の確保を図るため、徴収方法の見直しによる徴収率の向上とともに、不納欠損処理等についても事前に可能な限りの対策を十分に講

じられ、納税者の公正公平感を失うことのないよう万全を期されることを強く要望します。特に、町営住宅使用料や住宅改良資金貸付金は、未納額が増加していますので、保証人を含めての回収方法、町税や国保税以外の使用料などにおいても、平取町債権管理条例に基づき適正な債権処理にあたられますよう、強く要望いたします。また、歳入の根幹をなす地方交付税については、国勢調査人口の減少などにより今後においてさらに厳しい状況が想定されますが、国の動向を的確に把握し、対象需要額の的確な計上によりその確保に最善の努力を払われることを切望します。このほか町の全国的なPRにより、産業や観光など、さまざまな面で地域活性化へと可能性が広がるふるさと納税制度の将来を見据えた計画のもと、新たな地域活性化策や基金の有効な活用方策の構築に向けて十分な施策の推進を期待します。町債においては、交付税措置の高い有利な起債の積極的な活用を望むとともに、債務負担行為については、重要性や緊急性、投資的効果等を十分精査され、計画に基づき、より慎重に活用されるよう配慮願います。次に、歳出であります。住宅リフォーム助成や民間共同住宅助成事業、医療費助成事業や不妊治療費助成事業など、生活や子育て支援を他町に先駆けて実施されていますことに深く敬意を表します。その上平成28年度から、新たに観光商工課が設置されることから、観光振興策はもちろん、地域商工業者の活性化についても大いに期待しているところです。しかし、町内の各公共施設は年数の経過とともに老朽化が進んでいますので、計画的な改修や建て替えを進めていただくとともに、病院の改築にあわせた市街地の再開発、過疎化、少子化対策等のさらなる進展に向けて積極的な対応を望みます。さらには、白老町において国の象徴空間の整備がこれから進められますが、平取町としても、これと連携した取り組みが必要だと考えられますので、将来に向けて、必要な予算の計上をご検討願います。このほか各分野において、多くの委員からさまざまな意見が出されましたが、いずれにしましても、歳出の適正な執行と効率的な運用により一般会計の健全な運営を後年度に引き継げるような財政運営を強く要望するものです。次に特別会計であります。国民健康保険特別会計について、今後においても、医療費の動向や決算状況などを見きわめながら、保険税率を精査し決定されるよう配慮願います。また、各種保健活動を通じて被保険者の健康管理、健康教育等に努め、医療費の削減が図られるよう努力願います。次に、介護保険特別会計についてであります。平成27年度から始まっている第6期の高齢者保健福祉介護保険事業計画の2年目の年となりますが、これまでの計画の事後評価のもと、一層質の高い介護サービスの展開を図り、さまざまな検証に基づき次期計画が効果的に進められることを期待します。次に、簡易水道特別会計であります。今までも配水管の老朽化により毎年敷設替えを行っていますが、水道水は町民のライフラインともなっていることから、改修計画に沿って、早急かつ効率的な改修に努められるとともに、日常における各施設の維持管理に努め、良質な生活用水が町民に供給されるよう配慮願います。次に、国民健康保険病院特別会計であります。常勤医師3名と

出張医により、診療体制の充実を進めていますが、一般会計からの繰り入れについては、2億9800万円あまりと依然として高額で推移し、厳しい経営が続くことが見込まれています。院舎改築に向けてさらに地域に密着した質の高い医療サービスを継続していくため、具体的な経営指標を掲げ、病院スタッフが共通認識のもとで、早期に経営の安定化が図られるよう望みます。以上、当委員会における指摘要望事項であります。このほかにも審査において出された各委員からの意見、要望等がありますので、それら諸点を尊重され、効果的かつ適正に本予算を執行されるよう期待しております。なお、お手元の報告書のとおり平成28年度平取町一般、特別会計予算の6議案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上をもって、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

ただいま予算審査特別委員会委員長より報告がありましたとおり、議案第13号から議案第18号までの平成28年度平取町各会計予算につきましては、原案のとおり、可決すべきものと決定したとの報告であります。質疑を省略し、討論を行います。

日程第2、議案第13号平成28年度平取町一般会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第2、議案第13号平成28年度平取町一般会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第14号平成28年度平取町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第3、議案第14号平成28年度平取町国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第15号平成28年度平取町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、議案第15号平成28年度平取町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第16号平成28年度平取町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第16号平成28年度平取町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第17号平成28年度平取町簡易水道特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第17号平成28年度平取町簡易水道特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第18号平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第18号平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第19号過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第19号過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。1ページをご覧くださいと思います。過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を次のとおり改正しようとするものです。次のページをご覧くださいと思います。それでは、本条例の一部改正につきまして、その改正理由をご説明申し上げ

げます。今回の改正は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。改正内容といたしましては、国では、東日本大震災の発生後における過疎市町村の実情を考慮して、この法律の有効期限を延長することとしたため、本条例を一部改正するものであります。条文に基づき、改正内容についてご説明を申し上げますので次のページの新旧対照表をご覧くださいと思います。はじめに、第2条、課税免除の規定ですけれども、参照条文である租税特別措置法の第4号を第1号に改めるものでありまして、租税特別措置法の改正に伴い、号の番号がずれたことによるものであります。次に、附則の第2項は過疎地域自立促進特別措置法の有効期限について、5年間の延長を行い、平成33年3月31日としたことから、この法律の改正にあわせて本条例も5年間延長するものであります。次に戻っていただきまして、前のページの附則をご覧くださいと思います。この条例は平成28年3月31日から施行するものであります。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第19号過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第20号平取町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは議案第20号平取町行政不服審査会条例の制定についてご説明いたしますので、追加議案4ページをご覧ください。お手元の平取町行政不服審査会条例等の概要について、に基づき、ご説明いたしますのでその資料をご覧ください。行政不服審査法改正の目的は次のとおりであります。処分に関し、これは行政の処分ではありますが、これに関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度、不服申し立てについて関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、①公平性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大、の観点から抜本的な見直しを行うこととされました。主な内容について申し上げます。1番目といたしまして審理員による審理手続き、第三者機関への諮問手続きの導入であります。このイメージ図にありますとおり左側が従来の制度、異議申し立ての制度

であります。右側が新たな制度、審査請求に関する制度であります。このイメージ図の内容につきまして要約いたしますと、従来は、審査請求人である町民が、町の行政行為に対して、不服の申し立てをする際、直接町長に対して異議申し立てを行い、それを受けて、町長が内容を審理して、自ら裁決を行うこととしておりましたが、法の改正によりまして、これを新しく町の中に設ける審理員と第三者機関である行政不服審査会を介して、従来に比べて、より客観的に審理・検討した結果を受けて、町長が裁決を行う審査請求に一元化するものであり、そのために、条例制定を行おうとするものであります。2. このように不服申し立ての手続きを審査請求に一元化するものです。3. 審査請求をすることができる期間は現行60日ありますがこれを3か月に延長するものであります。その下の四角で囲んであるところではありますが、平取町における条例の制定と①第三者機関の設置、今申し上げた平取町行政不服審査会条例の制定であります。これは本議案に関するものであります。概略につきまして4点ございます。ア. 公正な判断ができ、法律又は行政への有識者5人以下の委員で組織するもので、イ. 任期は3年であります。ウ. 審査会の会長が会議を召集し過半数の出席で会議が成立します。出席委員の過半数で議事を決するとします。エ. 審査請求人への関係資料等の交付に係る手数料の減免について規定をいたしております。以上が議案第20号に関する内容ですが、なお附則におきましてこの条例は平成28年4月1日から施行しようとするものであります。以上、議案第20号平取町行政不服審査会条例の制定についてご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第20号平取町行政不服審査会条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第21号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第21号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明いたします。追加議案7ページであります。行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の整備を行おうとするものであります。先ほどの議案第20号でご説明いたしました資料を再びご覧いただきたいと思っております。この資料の下の黒い四角で囲んだ中の小さい黒い②であります。それ以下の部分

をご覧くださいと思います。②既存の町条例の整備であります。これは行政不服審査法の改正に係る関連条例の整備であります。概略であります。ア．平取町情報公開条例及び平取町個人情報保護条例の改正であります。それぞれの条例において審査会が設置されていることからこれらは審理員による審理手続きの適用から除外しようとするものであります。イ．平取町手数料徴収条例の改正であります。審査請求人等への審査資料等交付に係る手数料の規定を白黒10円、カラー60円と規定するものであります。ウ．その他文言の整理であります。上記ア．に記載の条例及び平取町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例において規定されている「不服申立」の文言を「審査請求」へ、「決定」の文言を「裁決」へ改めようとするものであります。なおこの条例は平成28年4月1日から施行しようとするものであります。以上、議案第21号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第21号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決しました。日程第11、議案第22号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

はい、それでは私のほうから議案についてご説明をさし上げたいと思います。お手元に配付の16ページ、議案第22号公の施設にかかる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき平取町公の施設に係るqz指定管理者に指定します。指定団体といたしましては、紙に記してあります2にありますように公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構といたします。指定にあたりましての選定理由は4にありますように、平取町イオルの森設置目的及び平取町公の施設への指定管理者制度適用に係る指針に照らし、また、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及、及び啓発に関する法律の定めにより、アイヌ文化の振興等を目的とする公益財団法人であることから、指定管理者として適当であると判断できる、このようなことから2の指定管理者として公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構を指定したいと、このように考えているところがございますので、ご審議のほど、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、議案第22号公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第23号平成27年度一般会計補正予算第9号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案23号平成27年度平取町一般会計補正予算第9号につきまして、ご説明申し上げますので、追加議案書の17ページをお開き下さい。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ7189万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ60億3744万8千円にしようとするものであります。第2項におきまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとし、第2条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」によるものとしてあります。それでは、18ページ、第1表、歳入歳出予算補正について、その内訳であります歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、追加議案書の22ページをご覧ください。科目は、3款1項1目社会福祉総務費19節負担金、補助及び交付金、鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会補助金7189万円の追加補正であります。鶴川・沙流川流域広域交流圏域形成DMO、観光地域づくり組織であります。この構築連携事業で、これは、むかわ町・日高町・平取町の3町が連携して行うもので、沙流川流域資源調査業務委託、アンテナショップの運営業務委託、シンポジウムの開催などを行うものであります。歳出は以上です。一方、歳入につきましてご説明いたしますので、21ページをお開き願います。14款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金、地方創生加速化交付金7189万円の追加補正であります。先ほど歳出でご説明いたしました鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会補助金7189万円の100%財源となる国からの補助金であります。以上が、18ページ、第1表、歳入歳出予算補正に関する事項別明細であります。次に19ページをご覧ください。第2表、繰越明許費であります。3款民生費1項社会福祉費、事業名、鶴川・沙流川流域広域交流圏域形成DMO構築連携事業、金額7189万円について、これを平成28年度に繰り越そうとするものであります。以上、平成27年度平取町一般会計補正予算第9号につき

まして、ご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、議案第23号平成27年度一般会計補正予算第9号は原案のとおり可決しました。

日程第13、議案第24号副町長の選任についてを議題とします。本議案は同意案件ですので、まちづくり課遠藤課長の退席を求めます。それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第24号副町長の選任についてご説明を申し上げます。平取町副町長は次の者を選任したいので地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。同意を求める者は住所、沙流郡平取町字荷菜35番地8、氏名は遠藤桂一氏であります。生年月日は昭和33年2月22日、58歳でございます。次のページをご覧くださいと思います。このページで大変恐縮ですが、訂正箇所が1か所ございます。職歴の欄の一番下をご覧くださいと思いますが、自、平成20年7月25日となっておりますが、間違いでございまして、平成22年4月1日でございますので、訂正のほどよろしくお願ひをいたします。それでは経歴概要ですが、学歴は昭和55年3月北海学園大学の経済学部卒業をしております。職歴については、この一覧に記載のとおりでございますけれども、昭和55年の4月1日に平取町役場に採用されて以来、その大半は旧企画課、現在のまちづくり課で、町行政の屋台骨を支える重要ポストを歴任されてございまして、また、財政も経験してございまして、これからの厳しい財政運営に精通しており、人格識見も高く、適任者でございますので、同意を求めらるものでございます。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。11番千葉議員。

11番  
千葉議員

11番千葉です。まずもって冒頭に申し上げておきたいことは、本件の人事同意案件について、個人の方のことについての質疑ではありませんので、冒頭申し上げておきたいと思います。私今質疑に立って発言してることは実は今朝の

道新の記事のことでございます。今朝一番最初にこの記事を目にしたのが実は私ではなくてうちの家内だったんですけども、今日の議案、昨日ちょっと夜遅くにやって、こういうことあれするんだねってうちの家内見てたんですけども、もう、今日の新聞で、副町長、教育長交代へ、これはいいですよ。これはもう当然のことながら、議案としてあげられてる。ただその次のサブタイトル、平取来月から遠藤氏、庄野氏。これがサブタイトルです。やはりね、私はまあ今日道新の方もお見えですけども、取材して、すべて確認はとれたから、議題としてあがってることをやっぱり先行してこのように記事として捉えていくことがすべて正しいとは私は実は思っておりません。もう一つ申し上げたいことは、12月の私の定例会の一般質問のときの町長の次期の出馬について、そういったことについて、町長出馬の意思があるかということに対しても先行して記事が出ておりました。これはやっぱり一般質問として出されて初めて発言をしてですね、その中で記事をくみ上げていくというのは、私は本来の姿かなというふうに思っております。やはり平取町議会として、議案案件ですので、これは議決権の侵害だなというふうにまで私は踏み込んで申し上げたいと思っておりますけども、やはりさまざま情報収集することは、これは記者の方の努力もあり、取材の自由も私はあると思っておりますけども、ただこのようなかたちで、いくら日高版とはいえ、もう今日の議会の前にこの見出しだけを見るとですよ、平取来月から遠藤氏、庄野氏、これは今日の議会終わってからね、出される私はサブタイトルかなと思っております。で、中身を読んでみますと、このタイトルを打ち出しておきながら17日の町議会に選任同意を求める人事案を提案するって出てるんですよ。そしたらこの最初の活字を大きくしてですねサブタイトルでのつけてることへの整合性もちよっと私は疑問です。いろんな、情報漏えいとか、内部の問題も多少はやっぱりあるのかなとは思っておりますけども、ただそれをすべてくみ上げて、このようなかたちで出されるということについて、一応ですね、一つの節目として理事者側に問いただしておきたいと思っております。すいません。

議長

町長。

町長

ご答弁申し上げます。この度の新聞報道につきましては、町としてはですね、重要な人事案件でございますことから、これらの情報については他に一切もらしておりませんし、答弁をさせていただきますが、報道の自由ということもございまして、今回の報道については人事案件として提案されるという、報道については事実でございます。ただ、今千葉議員から申されたように、実名で報道されてございまして、すでに決まったように町民に誤解を与える場合もございまして、これらについては十分留意しなければならないというふうに考えてございます。

議長

千葉議員。

1 1 番  
千葉議員

私も今町長の発言のとおりだなというふうに思ってますけども、これはさまざま取材の自由ももちろんあるんですけども、ただ、やはり私も議員になってこれで道新の方の記事について3回、4回あるんですね。あまりやっぱりこういうことされると、やはり支局であろうとやっぱりきちっと是正を申し上げる、訂正を申し上げるようなこともですね、やっぱり議会としても考えていかなくちゃいけないなと思ってますけども、今後ですね、一つ、こういうことについては大変デリケートな問題でもありますけども、慎重に慎重を重ねて、我々も含めていかなくちゃいけないと思えますけども、議案としてのつけているものに対しては、やはり、その議案終了、いわゆる議会が終了して、結果が出るわけですから、そのことに対しては、やはり真摯に受けとめていきたいなと思ってますんで我々議員も私本人も含めて、理事者も含めてですね、今後ともよろしくお願ひしたいということで答弁は求めませんが、もし何かあればそのことについてお願ひします。

議長

町長。

町長

はい、町としてもこの件については、議会の同意を得ていない案件だけに、同意を得るまでは慎重を期するということが大変大事なことですのでございますし、また議会の立場、あるいはデリケートな案件でございますので、今後、町としても十分留意していきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

ほか質疑ございますか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、同意することに賛成の方は挙手願ひします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第13、議案第24号副町長の選任については、任命同意することに決定しました。ただいま任命同意の決定を受けたまちづくり課遠藤課長より発言を求められておりますので、これを許します。遠藤課長。

遠藤課長

(あいさつ)

議長

日程第14、議案第25号教育長の任命についてを議題とします。本議案は同意案件ですので、産業課庄野課長の退席を求めます。それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第25号教育長の任命についてご説明を申し上げます。平取町教育委員会教育長に次の者を任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により議会の同意を求めます。同意を求めめる者は、住所、沙流郡平取町本町177番地22、氏名、庄野剛氏であります。生年月日は昭和31年12月21日、59歳でございます。次のページをご覧くださいと思います。経歴概要でございますが、学歴は昭和55年3月、国士舘大学文学部卒業してございます。職歴については下記のとおり記載のとおりでございますが、昭和55年4月1日に平取町役場に採用されて以来、総務課、基幹産業の産業課長も経験してございますが、特に長く教育委員会業務に携わりまして、大変教育に精通してございます。これからのまちづくりは、人づくりにも重点を置きますことから、その期待に応えてくれるものと確信してございます。人格識見も高く、適任者でございますので、同意を求めます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、議案第25号教育長の選任については、任命同意することに決定しました。ただいま任命同意の決定を受けた産業課庄野課長より発言を求められておりますので、これを許します。庄野課長。

庄野課長

(あいさつ)

議長

日程第15、発議第1号平取町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。8番四戸議員。

8番  
四戸議員

8番四戸です。それでは、発議第1号平取町議会委員会条例の一部を改正する条例について、その提案理由をご説明申し上げます。改正の概要、今定例会において議案第2号平取町課設置条例の一部を改正する条例が可決されたことから、平取町議会委員会条例の一部の改正を行うものでございます。それでは、改正内容についてご説明申し上げますので最後のページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第2条の第2号ですが、産業厚生常任委員会の産業課の後に、新たに設置される観光商工課を加えるものです。附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終

わらせていただきたいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第15、発議第1号平取町議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決しました。

日程第16、意見書案第3号給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。10番貝澤議員。

10番  
貝澤議員

意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第16、意見書案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第16、意見書案第3号については原案のとおり可決しました。

お諮りします。承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から、それぞれの委員会において所管事務調査等について閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨の申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等

を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実践することに決定しました。以上で議案の審査が終了しました。

本定例会に付されました事件の審議状況を報告します。議案 25 件で同意 2 件、原案可決 23 件。発議 1 件で原案可決 1 件。請願 1 件で委員会付託 1 件。報告 1 件で採択 1 件。意見書案 3 件で原案可決 3 件。承認 1 件で決定 1 件。以上のとおりであります。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。従って、会議規則第 6 条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定しました。平成 28 年第 3 回平取町議会定例会を閉会します。

平成 28 年 3 月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

(議長、町長、副町長、教育長、退職課長よりあいさつ)

(閉 会 午後 3 時 3 4 分)